

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について 平成28年台風第10号の対応につきましては、関係機関と緊密に連携を図りながら全力で取り組みを進めています。つきましては、災害に強い基盤整備をはじめ、次の事項について要望します</p> <p>(1) 国道の抜本的な防災対策について 急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、市内各所で道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。 つきましては、一般国道45号、106号及び340号の抜本的な防災対策等について国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>一般国道45号をはじめとする復興道路等について、国の「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進め、早期に全線完成するとともに、これらに必要な予算を復興事業が完了するまでの間、確実に措置するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、一般国道106号及び340号については、東日本大震災発災後、県の復興計画において「復興道路、復興支援道路」にそれぞれ位置付け、災害に強い道路ネットワークを目指し、交通あい路の解消や、法面防災対策、橋梁耐震補強を推進しており、復興事業として早期完成に努めていきます。</p> <p>復旧・復興事業に必要な予算についても、平成27年6月に決定された「平成28年度以降の復旧・復興事業について」に基づいて、復興に必要な予算が確実に措置されるよう国に要望してまいります。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (2) 一般国道106号の整備について 一般国道106号の(仮称)田鎖ICから(仮称)下茂市橋間については、整備計画が無く、閉伊川沿いを縫うように走る現道を利用することとなっています。 この区間の道路は、今回の災害に伴い、急激な河川の増水により一部区間が崩壊するなど、道路が寸断され、地域の安全、経済に多大な影響を与えました。 つきましては、河川から離れたルートにより、災害に強い「命の道」として整備していただくよう要望します。</p>	<p>一般国道106号については、宮古盛岡横断道路として、現在、国直轄により4工区で、県施行により1工区で規格の高い道路の整備を推進しており、まずは、これら事業中区間の早期完成を図ることが重要であると考えています。</p> <p>(仮称)田鎖ICから(仮称)下茂市橋間を含む現道活用区間については、台風第10号による被災箇所の被災原因等を踏まえながら、今後、防災機能を高めるため、別線整備の可能性も含めて必要な検討を行ってまいります。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (3) 河川の適切な維持管理について 今後の大雨による洪水被害を防止するため、河川等災害関連事業の着実な実施に加えて、閉伊川、近内川、津軽石川及び八木沢川の県管理河川における計画的な支障木の伐採や堆積土砂の浚渫等による河川管理を要望します。 特に、閉伊川河口付近の浚渫と防潮堤の修復については、早期に実施するよう要望します。 また、河川水門については、操作者の安全確保の観点から、可能な限り、早急にスルース型式から電動スルース型式に改めるよう要望します。</p>	<p>昨年の台風10号で多大な被害があった二級河川刈屋川、長沢川については事業用地を取得した箇所から順次、工事の発注手続きを進めており、長沢川については6月から工事に着手しているほか刈屋川についても9月から工事に着手する予定です。 管理河川の維持管理については今年1月から閉伊川において台風10号で発生した流木除去に着手したほか、6月に八木沢川で支障木伐採を行ったところです。 今後とも河川パトロールにより管内の状況を把握し、必要に応じて支障木伐採、堆積土砂の撤去を行い、適切な河川管理に努めていきます。 また、閉伊川河口付近の防潮堤の修復については、今年度施設の現状調査を行い必要に応じて対策を検討していきます。 河川水門については、施設の老朽化等を調査し、改良の可否について検討を行っていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (4) 砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の促進について 台風第10号では、家屋等に多大な被害がありました。 つきましては、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業について、今後の災害に対応していくために、事業箇所の早期完成と一層の整備促進を要望します。 特に、砂防事業については、台風第10号で被災した、高浜の沢(2)、上根井沢、上の沢(3)の整備促進を要望します。</p>	<p>現在、事業を行っている砂防事業新町(あらまち)の沢及び急傾斜地崩壊事業山口5丁目地区については今年度中の完成を予定しています。 今後の砂防事業等の実施にあたっては、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等の整備を優先かつ集中的に進めることとしています。 御要望のありました3地区についても、上記整備方針等を踏まえながら事業化の可否について調査・検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (5) 浸水対策事業の推進について 当市では、台風第10号の災害を考慮した浸水対策基本調査を進めることとしています。 調査結果を踏まえた、今後の事業実施に係る財政支援について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>貴市で実施することとしている浸水対策基本調査における、具体的浸水対策の検討結果により、社会資本整備総合交付金等の既存制度の対象の可否を勘案し、国へ働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (6) 水位周知河川及び水防警報河川の追加指定について 台風第10号の際には、水位周知河川及び水防警報河川に指定されていない河川周辺の住民に対しても避難勧告等を発令しましたが、水位情報等の判断材料がないことから、発令のタイミングの事前検討に苦慮しました。 このことから、今後の適切な避難勧告等の実施のため、岩手県管理河川に対する水位周知河川及び水防警報河川の追加指定が必要です。 特に、台風第10号において大きな被害が生じた長沢川、刈屋川については喫緊の課題となっています。 つきましては、岩手県管理河川に係る水位周知河川及び水防警報河川の追加指定を要望します。</p>	<p>県では、台風第10号災害を踏まえ、水位周知河川の指定区間の選定基準において、従来の「浸水被害の発生した区間」や「人口・資産の集中する区間」などに、「防災拠点(役場等)を含む区間」を追加したところです。 この選定基準により、洪水減災対策協議会において、関係市町村との協議を行いながら、水位周知河川及び水防警報河川の指定や水位計等の設置を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (7) 森林作業道の復旧について 台風第10号により、市が管理する林道をはじめ、森林作業道が広範囲に被災しました。 特に林道施設災害復旧事業の対象とならない森林作業道の復旧は、森林整備にとどまらず、原木しいたけ等のきのこ類をはじめとした特用林産物の生産活動にも大きな影響を及ぼしています。 つきましては、被害が甚大で自力での復旧が困難な森林作業道の復旧のための新たな支援制度の創設について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>森林作業道の復旧に関しては、既存の国庫補助事業「森林整備事業」の「森林作業道の改良」で復旧作業が可能なことから、今後とも、地域の実情を踏まえながら、森林作業道の復旧を支援するとともに、国に対して、必要な予算の確保に向けて働きかけていきます。 なお、作業道開設(または改良)の補助要件として、森林施業と一体的に実施されることや、県の森林作業道作設指針に適合すること等が必要となっており、平成29年度は宮古市の事業体から要望のあった900mについて対応できる見通しとなっています。</p>	沿岸広域振興局	農林部	A
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (8) 被災代替自動車に対する自動車税の免除について 当市では、台風第10号により被災した自動車に代わるものとして取得した軽自動車に対し、軽自動車税の免除を実施します。 つきましては、被災者の負担軽減のため東日本大震災時と同様に代替自動車に対する自動車税の免除措置を要望します。</p>	<p>被災者に対する負担軽減は、被災者の生活再建の観点から重要であると考えています。 本県では、岩手県県税条例の定めるところにより、平成28年台風第10号災害に限らず、被災した自動車に代わる自動車を取得した場合は、軽自動車分を含めて自動車取得税の減免を適用しているほか、被災した自動車の修繕を行った場合は自動車税の減免を適用しています。 東日本大震災における被災代替車に係る軽減措置については、地方税法の規定に基づいて適用されたものであり、平成28年台風第10号災害では同様の立法措置はなかったものです。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 平成28年台風第10号の災害対策について (9) 被災事業者の経営再建支援のための制度の整備について</p> <p>当市では、東日本大震災により被災し、加えて台風第10号により再度被災した事業者も多くあります。</p> <p>被災した事業者の再建のために、地域なりわい再生緊急対策交付金制度に対する国の財政措置又は大規模被災企業に対する新たな支援制度の創設について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>平成28年台風10号による被災を受けた宮古・久慈・岩泉の3市町の被災事業者への支援については、早期復旧を図るため、県として「地域なりわい再生緊急対策交付金」事業を実施し、窓口である市町とも連携しながら、商店街、観光施設及び企業などを幅広く対象とする取組を進めています。</p> <p>この取組に加え、経営の安定に向けた金融支援や、中心商店街の再生、商工団体への体制強化に関する支援等を継続して実施しています。</p> <p>この度、貴市から御要望のあった件については、被災直後より、国に対する働きかけとして、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）をはじめとする被災事業者が施設・設備を復旧する費用に対する助成、県や市町村が行う補助事業に対する財政支援等について要望を行っております。</p> <p>この結果、小規模事業者持続化補助金の台風激甚災害対策型（上限額を通常の2倍に設定（100万円））の制度化、革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金の採択時審査における加点制度等の措置がなされています。</p> <p>引き続き、貴市からの御協力も頂きながら、被災事業者に対する各種支援制度の周知等を行い、被災事業者のニーズに即した取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 公共交通の確保と充実について</p> <p>J R山田線は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤です。</p> <p>三陸沿岸地域の復旧・復興には、持続可能な公共交通体系の確保・構築が重要であることから、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) J R山田線(宮古・釜石間)の早期復旧について</p> <p>J R山田線(宮古・釜石間)については、復旧後の三陸鉄道への移管に向けて、県が中心となり、関係者間の協議が進められています。</p> <p>三陸鉄道への経営移管が円滑になされるよう、関係者間の協議や国に対する要望活動について、引き続き県が中心となって取組みを加速させるとともに、大規模災害に対する国の災害復旧制度の拡充を求めるよう要望します。</p>	<p>J R山田線(宮古・釜石間)については、J R東日本による早期復旧及び三陸鉄道への円滑な経営移管に向けて、両社や沿線自治体等の関係者間で必要な協議を進めておりますが、多岐に渡る協議課題や関係者に対する円滑な調整を行うため、沿線市町村と連携の上、引き続き対応していきます。</p> <p>国に対しては、政府予算要望などの機会を捉えて、山田線(宮古・釜石間)の早期復旧及び三陸鉄道による持続可能で安定的な運営の実現に向けて、必要な支援を要望しているところです。</p> <p>また、災害復旧における国の支援制度の拡充については、本県も構成員となっている第三セクター鉄道等府県協議会を通じて国に要望しており、引き続き実現に向けて取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>2 公共交通の確保と充実について</p> <p>(2) J R山田線(宮古・盛岡間)の早期復旧について</p> <p>J R山田線(宮古・盛岡間)は、本県の内陸部と沿岸部を結ぶ鉄道路線として、必要不可欠な交通基盤であり、加えて、三陸鉄道の経営と交流人口減少等に大きく影響しています。</p> <p>平成29年秋頃までに安全対策工事が完了する見通しとなっておりますが、一日も早く鉄路が復旧し着実に再開されるよう、関係者間の協議や国に対する要望活動について、引き続き県が中心となって取組みを加速するよう要望します。</p>	<p>J R山田線(宮古・盛岡間)の土砂崩落に伴う鉄道運休については、これまで国やJ R東日本に対して、安全対策工事を含めた早期復旧を重ねて要望してきましたが、林野庁の協力を得てJ R東日本による復旧工事が完了し、平成29年11月5日に運行が再開されました。</p> <p>運行の再開に当たっては、宮古市、盛岡市と連携し、運行再開セレモニーを開催したところであり、今後、J R山田線を活用した三陸鉄道の利用促進、交流人口拡大に向けた取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 公共交通の確保と充実について (3) 新駅設置にかかる財政支援について 東日本大震災により大きな被害を受けた本市では、復興後のまちの形に合わせた、持続可能な公共交通体系を構築するため、平成29年3月に宮古市地域公共交通網形成計画を策定しました。 計画においては、八木沢地区(短大付近)、津軽石地区及び田老地区に新駅を整備することとしております。 新駅の整備は、利用者の利便性の向上はもとより、三陸鉄道の経営安定に資するものです。 つきましては、整備費用について、本市の財政負担の軽減を図るため、県の財政支援を要望します。</p>	<p>一定の需要が見込まれる地区への新駅の設置は、利用者の利便性の向上や地域の活性化等に向けた有効な施策であり、山田線移管後の三陸鉄道の経営安定にも資するものであることから、御要望の趣旨を踏まえ、宮古市における新駅設置にかかる財政支援について、平成30年度当初予算に計上したところです。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について 宮古港は、本市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであり、海上物流及び観光・交流の拠点であります。つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港発展のため、次の事項について要望します。 記 (1) フェリー航路に関する取り組み強化について(藤原地区) 平成30年6月に開設する宮古・室蘭間フェリー定期航路の波及効果は、岩手県全体の物流、観光等の多方面に及び、地域経済の復興に大きく寄与するものです。 つきましては、宮古港の利用促進を図るため、フェリー航路開設に必要な施設整備を着実に進めるとともに、フェリー航路を利用した物流・観光・交流等事業への取り組みを一層強化するよう要望します。</p>	<p>フェリー航路開設に必要なターミナルビル等の施設整備については、航路開設に間に合うよう着実に進めていきます。 また、沿岸広域振興局では、北海道胆振総合振興局との観光や産業振興に関する連携協定に基づき、フェリーを活用した旅行モデルルートづくりや地元食材の販路拡大などに取り組んでいます。 今後も、宮古市及びフェリー運航会社等としっかり連携しながら、平成30年6月の定期航路開設に向けた取組を着実に進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (2) 外国大型クルーズ船誘致と受入体制整備促進について(藤原地区) 平成28年度に宮古港大型客船航行安全対策検討委員会において、14万トン級の客船の入出港が可能であることが確認され、今後、インバウンド観光客の急激な増加が見込まれます。 つきましては、2,000~3,000人規模のクルーズ船乗客の受入に必要な大型バスの通行に配慮した交通環境の整備等を早急に行うよう要望します。</p>	<p>交通環境の整備については、今年度、大型クルーズ船の入港実績がある港の対応状況を参考にしながら、藤原ふ頭における受入態勢について調査を実施しており、その結果を踏まえて対応を検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>3 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について (3) 旅客船ターミナル整備事業などの整備促進について(出崎地区) 宮古港出崎地区は、「みなとオアシス」、「道の駅」に登録認定されています。 つきましては、この立地環境を活かした「賑わい空間」、「海陸交通拠点」、「親水アメニティ」機能の向上を図り、地域振興に寄与する、同地区先端の埋め立て等の早期整備を要望します。</p>	<p>宮古港出崎地区の整備については、護岸防波の整備が概ね完了し、平成27年度からは-4.0m物揚場及び緑地護岸の整備に着手しており、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、基盤となる道路交通ネットワークの整備促進が必要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 国道340号「宮古～岩泉間」未整備区間（和井内～押角トンネル間）の早期事業化及び押角トンネルの早期完成について</p> <p>国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であるとともに、JR岩泉線の廃止に伴う代替バス路線として極めて重要な役割を担う路線です。</p> <p>つきましては、和井内地区から押角トンネル間の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を要望します。</p>	<p>国道340号「宮古～岩泉間」和井内～押角トンネル間の未整備区間の約4kmについては、幅員が狭く、急カーブが連続していることから、整備が必要な区間と認識しており、現在、どのような手法での整備が可能か検討しているところです。</p> <p>また、押角トンネルの早期完成については、平成26年度にトンネル整備を含めた3.7km区間を「押角峠」として事業化し、今年度はトンネル工事等を進めてきたところで、早期完成に向けて引き続き整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(2) 国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>宮古盛岡横断道路のルートが決定になり、工事計画によると同横断道路茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～現国道106号～国道340号というルートが想定されていますが、市道廻立線から国道106号の出入り口は、幅員が狭いうえ、取り付け角度が急なことから、たびたび交通事故が発生しています。</p> <p>現在でも多くの大型工事車両が通行しており、道路完成後においても交通量の増加が見込まれることから、宮古盛岡横断道路工事の進捗を見ながら、市道廻立線と現国道106号の取り付けを改良するよう要望します。</p>	<p>国道106号と市道廻立（マワタチ）線の交差点については、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国の動向を注視しながら必要な検討を進めていますが、早期の事業化は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(3) 宮古西道路の早期完成について</p> <p>本路線は、当市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」の一部区間です。</p> <p>国土交通省施工の三陸沿岸道路と併せた本路線の整備によって、市内の交通混雑が解消され、異常気象時における通行規制区間（冠水）の迂回ルートの確保が図られ、幹線道路として安全で円滑な交通機能が確保されます。</p> <p>また、救急医療体制や広域防災体制の確立、更には、宮古・室蘭間フェリー定期航路の開設により、地域の活性化に大きく貢献することが期待されます。</p> <p>つきましては、宮古西道路の平成30年度内の確実な供用開始を要望します。</p>	<p>宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」については、平成6年12月に計画路線の指定を受けています。</p> <p>また、平成23年3月11日の東日本大震災津波を受けて、宮古盛岡横断道路が、平成23年度第三次補正予算により、復興支援道路として事業化されたところです。</p> <p>宮古西道路の県施工分については、引き続き改良工事や（仮称）閉伊川横断橋工事、舗装工事を推進し、関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(4) 主要地方道重茂半島線の早期完成について</p> <p>主要地方道重茂半島線は、重茂半島を巡る唯一の幹線道路です。</p> <p>重茂地区住民の生活と産業経済活動の基盤となる重要な路線であるとともに、救急自動車等の搬送路及び災害時の救援道路として極めて重要な「命を守る道路」であり、1日も早い全線供用開始が期待されています。</p> <p>つきましては、主要地方道重茂半島線の平成30年度内の確実な供用開始を要望します。</p>	<p>主要地方道重茂半島線については、地域の産業・経済活動や日常生活を支える重要な路線であり、また災害時に於いて緊急輸送を担う路線でもあることから、交通の隘路区間を解消するとともに、津波による浸水区域を回避するため、堀内～津軽石地区、熊の平～堀内地区、里地区、千鶏地区、石浜地区、川代地区及び大沢～浜川目地区の7工区について平成24年度に事業着手しています。</p> <p>これまで用地取得や埋蔵文化財調査などを進め、千鶏地区、川代地区は、今年度供用開始しました。また、石浜地区では道路改良工事を推進、堀内～津軽石地区では（仮称）津軽石橋下部工工と道路改良工事を推進、里地区では（仮称）里大橋下部工工と改良工事を推進、熊の平～堀内地区では（仮称）熊の平トンネルと3橋梁の上下部工工事を推進、大沢～浜川目地区では、改良工事を推進し、関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(5) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について</p> <p>主要地方道紫波江繫線並びに大槌小国線は、県内陸部から早池峰国立公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。</p> <p>2路線の整備は、県内における高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、地域の発展につながることから、紫波江繫線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。</p> <p>特に、宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と宮古市小国(道又)～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。</p>	<p>主要地方道紫波江繫線(大畑地区～タイマグラ地区間)については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながらとなりますが、現状では早期の整備は難しい状況です。</p> <p>主要地方道大槌小国線の土坂トンネルを含む区間については、平成18年度に600mの現道拡幅を完了し、残っている500mについては引き続き整備推進に努めているところです。</p> <p>トンネルを含む残りの区間の整備については、急峻な地形であり大規模な事業が想定されることから、より慎重な検討が必要であると考えており、事業の必要性や重要性、緊急性等を考慮するとともに、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向、更には復興道路等の整備を踏まえた道路ネットワークの状況等も考慮しながら、総合的に判断していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(6) 主要地方道宮古岩泉線の整備促進について</p> <p>主要地方道宮古岩泉線は、国道45号の西側に位置し、国道106号(宮古市上鼻)から宮古駅付近を經由し、国道455号(岩泉町乙茂)までの内陸部を結ぶ道路です。</p> <p>東日本大震災の際には、寸断された国道45号の迂回路として利用されましたが、一部区間においては、幅員が狭く、急勾配、急カーブが連続しており、安全な通行が困難な状況にあります。</p> <p>つきましては、特に通行が困難な宮園団地から箱石地区を經由し田代地区に至る延長約11kmの区間について、整備計画を策定し、早期に整備促進を図るよう要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線(宮園団地～箱石地区～田代地区間)については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながらとなりますが、早期の整備は難しい状況です。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 宮古をとりまく道路交通ネットワークの整備促進について</p> <p>(7) 国道106号の国土交通大臣管理の指定区間編入について</p> <p>国道106号は、当市と盛岡市を最短時間で連結する重要な道路であるとともに、国道46号と連結し、太平洋沿岸の都市と県都盛岡市、日本海沿岸の主要都市秋田市を結ぶ、北東北を横断する主要な幹線道路です。</p> <p>つきましては、災害時の緊急体制やきめ細かな道路管理体制を整えるために、国土交通大臣管理の指定区間編入を国に対して強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>三陸沿岸地域の早期復興のためには、高規格幹線道路や地域高規格道路による三陸沿岸の縦貫軸及び宮古盛岡横断道路等の内陸と沿岸を結ぶ横断軸で構成される道路ネットワークの構築が必要不可欠であると考えています。</p> <p>一般国道106号を指定区間に編入し、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路として、国で一体的に管理することについて国に対し要望しています。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B
<p>5 観光の振興について</p> <p>平成30年6月に宮古・室蘭間フェリー定期航路が開設され、平成31年度には外国大型クルーズ船の寄港が予定されており、また平成32年度には復興道路及び復興支援道路の整備完了が見込まれます。</p> <p>つきましては、観光の振興を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 世界ジオパークへの認定に向けた推進体制の維持について</p> <p>平成25年に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、世界ジオパークの認定を目指しています。</p> <p>日本ジオパークの認定更新と、世界ジオパークへの認定に向けて、日本ジオパーク委員会から指摘された、市町村の枠を超えた「ジオストーリーとジオサイト体系の再構築」、「ガイドの養成」、「ジオパーク情報の提供」、「運営体制」などの課題の解決が必要です。</p> <p>全市町村が足並みを揃えて世界ジオパークへの認定に向けた取り組みができるよう、引き続き、岩手県が三陸ジオパーク推進協議会の事務局を担い、これを中心とする事業の推進体制を維持するよう要望します。</p> <p>また、「三陸ジオパーク」再認定後の世界ジオパークへの申請を見据え、多言語対応のできる職員の配置等、事業進捗体制の拡充を図るよう要望します。</p>	<p>三陸ジオパークの推進は、東日本大震災津波からの復興のシンボルの一つであり、県は、第3期復興実施計画における三陸創造プロジェクトに位置付け、三陸ジオパークを活用した教育活動や地域振興に取り組んでいるところで</p> <p>す。</p> <p>日本ジオパーク委員会による再認定審査や、世界ジオパークの認定申請に向けた推進体制については、引き続き県が中心となり、三陸ジオパーク推進協議会事務局の運営と体制強化に取り組んでいきます。</p> <p>また、世界ジオパークへの申請を見据えた多言語化等の対応については、事務局に英語力のあるジオパーク推進員を配置しているほか、ホームページや、外国人向けガイド動画の作成など、順次、ジオパークコンテンツの多言語化対応の取組を行っていきます。</p> <p>平成30年度は、さらに、ジオパークを活用した旅行商品の造成などの国内外からの来訪者の受入態勢整備や、主要な道の駅や三陸鉄道、フェリーターミナル等へのインフォメーション設備の設置、VR（仮想現実）等の新技術の導入など、インバウンド対応の取組を強化していきます。あわせて、宮古・室蘭間フェリーでつながる洞爺湖・有珠山世界ジオパークとの交流事業も開始するなど、世界ジオパークに向けた取組を取組を推進していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 観光の振興について (2) インバウンド観光客に対する支援策の拡充について 北海道や訪日観光客等をターゲットに、岩手県、市町村、観光事業者、交通事業者が一体となった、広域的な観光プロモーションの枠組みづくりの推進と受入体制の整備に対する支援策の拡充が必要となっています。 つきましては、三陸DMO等による広域的かつ戦略的な観光プロモーションを推進するとともに、市町村や関係事業者等がプロモーションに参画できる仕組みづくりを要望します。 また、広域的な受入体制の整備に向けて、各事業者に対する環境整備に関する支援制度の拡充を要望します。</p>	<p>県では、県・市町村及び民間事業者等で構成する「いわて観光キャンペーン推進協議会」に、平成29年度、新たにDMO推進部会とインバウンド推進部会を設置し、DMO推進部会においては、三陸DMOセンターと連携したプロモーション等を行う市町村DMOの取組を支援するとともに、インバウンド推進部会においては、市町村や関係事業者等が一体的なプロモーション等を実施する仕組みづくりを進めております。</p> <p>また、県では、これまで観光関係事業者が行う施設内の多言語表示、無料公衆無線LANの整備やトイレの洋式化などに対する支援など、受入態勢整備に取り組んできたところですが、平成29年度、新たに宿泊施設における客室の和洋室化に対する支援を対象に加えるなど、増加する個人旅行者のニーズを踏まえながら受入態勢の充実を図っています。</p> <p>今後も、引き続き市町村や観光関連団体等と連携しながら、外国人観光客のニーズに合わせた受入態勢整備の取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>5 観光の振興について (3) 自然歩道の改良等について 環境省による潮風トレイルの指定が進められ、同省がサイン整備等を行っていますが、同省が所管する区間以外の維持管理については、それぞれの管理者が行うこととされており、岩手県の所管においては、自然歩道の一部が潮風トレイルに指定されています。 三陸海岸の雄大な景観美や、それを活用した自然体験を観光資源として活用していくためには、自然歩道の適正な維持管理が必要です。 老朽化が激しく大規模な改修が必要な個所について、計画的に改修するとともに、今後、自然体験を求めて来訪する訪日旅行客等が、安全で利用しやすい自然歩道となるよう、利用の状況を踏まえて、急峻な路線等の改良を行うよう要望します。</p>	<p>環境省が進めている長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」は、本県の震災からの復興状況を全国に発信し、観光誘致効果を三陸沿岸地域に広く波及させるほか、その整備により地域の防災機能も高まることが大いに期待されることから、安全・快適で利用客に親しまれるトレイルとなるよう安全対策や環境整備等について国へ要望するとともに、「みちのく潮風トレイル」の整備について県では積極的に国へ協力していきます。 また、県管理施設の計画的な改修に努めるとともに、整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう国に要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について 市民が安全に安心して暮らすことができるよう、医療・福祉の充実を図ることは最も重要な課題の一つであります。 つきましては、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師の確保等について 地域の中核病院としての機能を担う県立宮古病院の勤務医及び看護師不足は、地域医療に対する不安を恒常的なものとしています。 現在、耳鼻咽喉科及び放射線治療科などが開設されるなど、専門外来が充実してきてはいるものの、非常勤医師での対応など、未だ二次保健医療圏の基幹的な医療機関としての機能を十分に果たせていない状況にあります。 また、宮古地域は、二次医療圏ごとの脳卒中死亡率が、平成22年の年齢調整死亡率で全国ワースト1となっています。脳卒中は、発症したら直ちに病院に救急搬送し、適切な処置をしないと命に係わることとなることから、患者の搬送体制や医療機関の体制が重要となります。 つきましては、第二次救急医療施設として救命救急体制に必要な常勤医師の配置、並びに非常勤での対応の診療科に常勤の専門医の配置を要望します。 また、宮古広域圏内の救命救急体制は、ドクターヘリの運航や救急車搭載心電図伝送システムの運用開始など、医療環境が改善されてきておりますが、圏内には重篤救急患者の受け入れ可能な医療機関はなく、盛岡市内の第三次救急医療施設等に転院搬送している状況にあります。 このことから、救命率の向上及び後遺症の軽減のためドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化と宮古広域圏内の救命救急体制の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院に救命救急センターを設置するなどの体制の拡充を要望します。</p>	<p>県立宮古病院において非常勤医師により対応している内科、精神科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科への常勤医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから、非常に厳しい状況が続いています。 県においては、必要な診療体制の確保に向けて、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請していくほか、即戦力となる医師の招聘活動や臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等により常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B) ドクターヘリについては、平成24年度の導入後これまで円滑に運行されており、平成25年度からは北東北三県の広域連携による運行を開始し、県北沿岸地域の救急医療体制の強化を図っているところです。今後とも、広域連携による運航を継続しながら、必要な救急医療体制の確保に努めていきます。 また、重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、全県を単位としつつ、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3ヶ所に整備しています。救命救急センターの整備にあたっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則のもと、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられています。医療従事者の不足が大きな課題となっている本県の現状に鑑みると、現時点では、新たな救命救急センターの設置は難しい状況です。(D)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B、D

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について (2) 中学生までの医療費助成制度の拡大について 子育て家庭への経済的支援は、対象年齢を小学生まで(ただし小学生は入院費のみ)とする県の医療費助成では不十分です。 このため、県内では、当市を含めて多くの市町村が県の医療費助成基準に加え、独自に対象年齢を中学生まで拡大するなどの取り組みを行っています。 しかしながら、市町村にとって独自の施策は財政的に大きな負担となっています。 近年、都道府県の施策として中学生に対する医療費助成が全国的な広がりを見せていることから、県の医療費助成の対象年齢を中学生まで拡大するよう要望します。 併せて、全国一律のこども医療費助成制度を創設することについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年8月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象とした現物給付を実施したところです。 総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策ではありますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。 本県の子ども医療費助成について、対象者の範囲を中学校卒業まで拡大した場合、年額約4億8千万円と多額の財源を確保する必要があると、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について (3) 国民健康保険の広域化に伴う激変緩和措置について 市町村が運営してきた国民健康保険は、平成30年度から都道府県に移管されます。 これに伴い、これまで市町村が決定していた保険税額は、都道府県が算定する市町村ごとの納付金を踏まえて決定することとなります。 岩手県が現段階で示している納付金の試算結果は、震災の影響により医療費や所得が一時的に高くなっている沿岸市町村が高くなる傾向にあり、保険税額の激変が懸念されます。 つきましては、県全体の納付金が過大とならないよう慎重に積算するとともに、震災の影響等による激変緩和措置(財政支援)を講じるよう要望します。</p>	<p>納付金の算定及び激変緩和措置の方法については、広域化等支援方針推進連携会議において市町村等と協議を行ってきました。 その結果、納付金の算定においては、その算定に用いる医療給付費の推計や市町村ごとの医療費指数の算定の際に、災害による一部負担金減免額を除くこととし、被災市町村に一定の配慮をすることとしました。 また、平成30年度においては、新制度が始まる初年度であることから、保険税負担が増加する市町村に対して、最大限配慮し、平成28年度と同じ水準となるよう激変緩和措置を講じることにしました。 なお、平成31年度以降の激変緩和措置については、激変分を徐々に解消していくため、平成28年度の保険税負担を基準として一定割合を設定し、一定割合を超えて増加する市町村に対して、その超える分について措置を講じることにしています。その一定割合については、当該年度の納付金・標準保険料率の算定結果、激変緩和に活用できる財源等を踏まえて、市町村との協議により、毎年度、決定することとしました。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 医療・福祉の充実について (4) 「ヘルプマーク」の導入について 東京都は、障がい者や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を平成24年に作成しています。 「ヘルプマーク」については、現在、東京都をはじめ大阪や神奈川など9都府県、民間企業などにより全国的に広く取り組みが進められ、平成29年7月に日本工業規格に登録されました。 今後、ヘルプマークは全国的な広がりが期待できることから、岩手県においても「ヘルプマーク」を導入し、障がい者福祉等への積極的な活用を進めるよう要望します。</p>	<p>県では、平成8年4月に「ひとにやさしいまちづくり条例」を施行するとともに、条例に基づいた県の施策を具体的に進めるための行動指針及び県民・事業者・関係団体・行政のガイドラインとして、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会の形成を目指して取組を進めているところです。 こうした取組のひとつとして、ヘルプマークと同様の趣旨で、障がいをお持ちの方などが緊急連絡先や必要な支援内容などを予め記載しておき、災害時や日常生活の中で困った時に掲示し、周囲の人に支援を求める「おねがいカード」を作成し、その普及に努めてきました。 ヘルプマークにつきましては、今般、日本工業規格（JIS）に追加されたことから、県ホームページにおいて、ヘルプマークのファイルをプリントアウトし、「おねがいカード」と併用するなど、御活用いただけるようにしているほか、全戸配布の県広報誌にヘルプマークについて掲載することなどにより県民に周知を図るとともに、本県においても推進しているパーキングパーミット制度の指定駐車施設証や利用証にヘルプマークを表示するなど、ヘルプマークの周知・普及に努めております。 今後においても、援助や配慮を必要とする方々が身に付けているヘルプマークをはじめ各種マークの紹介等を通じて、障がいのある人もない人も共に支え合う「ひとにやさしいまちづくり」の実現に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について 「教育立市」を施策の柱の一つとして、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところです。児童生徒の健やかな成長を支える学校教育の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 県立高等学校整備計画について 「新たな県立高等学校再編計画」の実施においては、東日本大震災の被害による様々な環境の変化及び地域の実情を十分に把握し、復興に向けた人財(材)の育成や、生徒の進路選択の幅が狭まることのないように、地域の意見を十分にくみ取って進めるよう要望します。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校の規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方としています。また、生徒の選択肢を確保して欲しいという多くの意見を踏まえ、専門高校の統合については、専門学科における機能を維持させるための校舎制の活用も検討することとしています。</p> <p>生徒にとってより良い教育環境を整備していくため、一義的には再編計画の着実な実施が重要と考えていますが、併せて、各地域における、ふるさと振興に向けた取組の推移や、入学者の状況等も十分見極めたうえで計画を推進していくこととしており、現在、市町村等との丁寧な意見交換等に努めているところです。</p> <p>宮古地域の統合(再編計画において平成32年度に宮古商業高校と宮古工業高校の統合を計画)についても、入試における定員充足状況等を見極めるとともに、宮古市や両校とのできる限りの意見交換、情報共有等を行いながら適切に対応していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A
<p>7 教育環境の整備について (2) 人的配置について ① スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員 東日本大震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談に係る調整の要望が増加しているため、対応回数や時間の確保が困難になっています。 つきましては、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる増員とその人材確保について要望します。</p>	<p>スクールカウンセラー(以下「SC」という。)については、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に13人の巡回型カウンセラー(県外臨床心理士)、3人のスーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じています。</p> <p>スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)については、家庭環境等を原因とする問題行動への対応などニーズが高まっており、SSWが管内を巡回して複数校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に対して19人を配置し活動しています。</p> <p>SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等活用事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しており、引き続き国に対し切れ目のない支援を要望していきます。</p> <p>また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と連携しながら人材の確保に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 教育環境の整備について (2) 人的配置について ② 指導主事の定数維持 いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応などの複雑化・多様化した教育課題への対応、及び学習指導要領改訂に伴う対応のため、指導主事の果たす役割がますます重要となっています。 つきましては、指導主事の現状の配置数が維持されるよう要望します。</p>	<p>指導主事の配置については、全県的に市町村間の配置の均衡を図る観点から、平成25年度に全市町村に各1人配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところであり、宮古市については、2人の複数配置としているところです。 平成30年度以降の配置については、各市町村の状況、国庫負担定数の措置状況を踏まえつつ、検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>7 教育環境の整備について (2) 人的配置について ③ 英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の教育環境整備 文部科学省から示された「グローバル化に対応した英語教育改革」を全面実施するために、高度な英語指導力を備えた人材を確保し、教員の指導力・英語力を向上させることが急務となっています。 つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育推進リーダーや専科教員のさらなる加配措置等の環境整備について早急に進めるよう要望します。</p>	<p>英語教育推進リーダーについては、小中学校において毎年、各校種からそれぞれ3人が文部科学省での研修によって英語教育に係る指導力を高め、各地域で英語や外国語活動の授業に対する指導を行っています。今年度は国からの加配を5校に措置し、その指導体制を強化しているところです。 小学校専科教員については、小学校における教科専門的な指導による指導方法改善、小中連携による専科指導等先導的取組を行う学校への支援として、平成24年度から国加配として措置されたもので、本年度は18校に配置したところです。今後、「新たな定数改善計画の策定」の早期実施と併せて、加配定数の拡充についても、引き続き国へ要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 鳥獣被害防止対策の推進について 有害鳥獣の被害防止対策事業として、農業者を対象に電気牧柵の導入費補助や鳥獣被害対策実施隊を組織し、被害防止対策を講じているものの農作物等の被害報告は増加しているのが現状です。幸いにして人身事故の発生には至っていませんが、いつ発生してもおかしくない状況です。 また、当市において、イノシシの目撃情報もあることから、より一層の被害防止対策が望まれます。 つきましては、鳥獣個体数の適正管理施策の強化、農作物被害拡大防止対策、関係諸団体の育成及び狩猟従事者の確保について、県が主導的・積極的に取り組むとともに、地域の実情を反映した制度や十分な予算の確保について、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>本県の野生鳥獣の農作物被害は依然として大きく、とりわけ被害が全体の過半を占めるニホンジカについては、複数の市町村による一斉広域捕獲や大量捕獲技術の実証に取組み、捕獲を強化しています。 また、近年イノシシによる被害なども増加傾向にあり、平成28年度の捕獲数を2倍にするなど拡大防止に努めています。 加えて、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び育成の支援として、狩猟免許試験の予備講習会を開催するとともに、「捕獲の担い手研修会」を開催するなど、新規狩猟者の確保と狩猟初心者の技術向上の支援に取り組んでいます。 今後も各市町村の鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、地域の実情を反映した制度の拡充や十分な予算の確保など、引き続き国へ要望して参ります。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について (2) 永続的で適切な漁業資源管理について 三陸沿岸地域は、リアス式海岸特有の地形や親潮と黒潮が交差する海流により、豊かな水産資源を有する世界有数の漁場として、水産業が盛んに営まれております。 しかし、近年は、三陸沿岸の主要魚種である、サケ・サンマ・スルメイカなどの漁獲量が極端に減少しており、地域経済に大きな影響を及ぼしております。 漁業資源の減少の要因としては、海洋環境や温暖化などの気候変動も要因と言われております。 つきましては、永続的で適切な漁業資源の管理について、調査・研究を充実するとともに、漁業経営や地域経済の安定化を図る施策についてさらに強化するよう国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>まず、サケに関して、本県への回帰資源においては震災により稚魚放流数が減少したことが影響しているとみられる一方で、近年、太平洋沿岸のサケ資源全体の減少がみられることから、国に対して、資源変動要因を解明するとともに、環境変動に対応するための対策等を講じるよう要望しているところです。 サンマ・スルメイカ等の主要魚種に関しては、国による漁獲可能量(TAC)制度の下、国と本県を含む関係都道府県等が連携して資源評価を行うための調査・研究に取り組んでいるところであり、資源評価の精度の向上に向けて、水産技術センターと国等との連携をより一層強めていきます。 また、県においては、平成23年に策定した岩手県資源管理指針に従い、漁業者団体と共に資源管理型漁業の普及や必要な情報の提供等を行い、漁業者による自主的な資源管理の取組を支援するとともに、減収補てん対策として国の資源管理・経営安定対策事業や漁業セーフティネット構築事業の導入を促し、経営の安定化を支援していきます。</p>	沿岸広域振興局	水産部	B
<p>8 国に対する要望の強化について (3) 中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助）制度の継続実施について 東日本大震災の被災事業者が、希望を持ち安心して今後の再建計画の見通しを立てることができるよう、制度の長期継続と実施期間の提示を国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>被災事業者への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細やかに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続や既に交付決定した事業者でも、事業継続に支障をきたさないよう、複数年度にわたって事業実施できるように必要な予算措置を講じることを国に要望しています。 国では、平成30年度政府予算案に、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業費149.6億円（繰越額を含む総額326.6億円）を計上しています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について (4) 復興特区制度にかかる国税関係特例の適用期限に合わせた地方税の減収補填措置の延長について 復興特区制度に係る国税関係特例の適用期限に合わせた地方税の減収補填措置の延長について、平成31年度以降の投資に係る課税免除を行った場合の補填割合についても10/10とするとともに、課税免除を実施する5ヶ年度分についても、同様の補填措置を継続するよう国に対して働きかけるよう要望します</p>	<p>復興特区法に基づく地方税の課税免除等については、今般の総務省令の改正により、地方自治体に対する減収補填が平成33年3月31日まで措置されることとなったところですが、平成31年度以降の投資分については、補填率の引き下げが予定されているところです。 県としては、地方自治体が、引き続き産業復興、産業集積の状況を踏まえて地方税の減免等を実施できるよう、国に対して、平成31年度以降においても従前と同様に補填するよう要望しています。 今後も、国における議論や検討状況を注視しながら、関係機関と連携し、引き続き強力に要望してまいりますので、御協力をお願いします。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B
<p>8 国に対する要望の強化について (5) 防災集団移転促進事業移転元地の利活用に向けた支援について 防災集団移転促進事業における移転元地については、その要件により買取りできる土地が限定されたことから、現在、市有地が各地区に散在している状況となっています。 これらの維持管理に係る負担軽減や有効活用、将来的な利活用に備えるため、土地の集約は必要不可欠です。 つきましては、土地利用計画に基づく事業に係る復興交付金制度の柔軟な運用や簡素な手続きにより土地交換ができる制度の創設などについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>県としても、被災跡地の利活用は、安全上、衛生上、維持管理、そして国土の有効活用の観点からも重要な課題と認識しています。このため、防災集団移転促進事業連絡会議や市町村との個別の意見交換により、土地活用の検討状況などの情報共有と課題の把握に努めているところです。 国では土地活用計画策定の考え方、活用事例、復興交付金の事業メニューを示しており、県においても、平成29年4月21日に「防災集団移転促進事業移転元地に係る有効活用事例集」を市町村に配付し、利活用されるよう支援しているところです。さらに、国に対して復興交付金制度の柔軟な運用及び土地集約のための新たな制度、手法の検討について要望するとともに、活用が困難となっている移転元地現地にて復興庁に現状を説明するなど、要望実現に向けた取組を併せて進めているところです。 今後も、被災跡地を活用したまちづくりを支援していくとともに、引き続き市町村と意見交換しながら必要な制度改善等を国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について (6) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金の免除措置への財政支援について</p> <p>東日本大震災や台風第10号の被災者の中には、未だ生活再建の見通しが立たない方もいることから、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービス等における一部負担金・利用料負担金の免除措置は、対象者を限定しながらも継続する必要があると考えます。</p> <p>一方で、一部負担金・利用料負担金の免除措置には市町村負担が生じているため、各保険事業などの財政運営に大きな影響を与えております。さらに、このことが将来的な各保険税(料)の上昇につながることも懸念されます。</p> <p>つきましては、一部負担金・利用料負担金の免除措置に必要な財源の全額を国庫負担とすることについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金等の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の国特別調整交付金の仕組み(基準を満たした場合に8割を支援)に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。</p> <p>同様に、障害福祉サービスについても、平成24年10月以降も利用者負担の減免措置が講じられるよう、財政支援を実施しているところです。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> <p>台風第10号の被災者に係る一部負担金等の免除については、国特別調整交付金において、基準を満たした場合は一部負担金等免除の8割が交付されることとなっています。</p> <p>県としては、被災者や被災した事業者の支援など、幅広い財政需要に対応できる弾力的で自由度の高い総合的な支援を含め、復旧・復興に要する経費に対し、特段の財政措置について要望しています。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 国に対する要望の強化について (7) 医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置（ペナルティ）の撤廃について 県は、子育て支援策として就学前児童及び妊産婦に対する医療費助成について、平成28年8月診療分から現物給付を導入しました。 しかしながら、国は国民健康保険への財政支援の拡充に取り組む一方で、現物給付を導入する自治体には、国民健康保険に対しペナルティともいえる国庫負担金の減額措置を設けています。 平成30年度から実施される減額調整措置の廃止も、未就学児までを対象とする医療費助成に限定しています。 現物給付の導入は、医療サービスの受診機会の適正な確保の推進につながるもので、医療費助成制度の趣旨に反する国保国庫負担金の減算は、国民健康保険の財政基盤の脆弱化に拍車をかけるものです。 つきましては、医療費助成の現物給付に対する国保国庫負担金の減額措置を、年齢制限を設けずに撤廃することについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>本県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、市町村等と協議のうえ、平成28年8月から未就学児及び妊産婦を対象として、窓口負担の現物給付を実施しています。 現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置の撤廃については、これまで国に要望してきたところであり、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付については、減額調整措置を行わないこととされました。 平成29年6月に実施した、平成30年度政府予算提言・要望において、対象年齢に関わらず減額調整措置を廃止するよう要望したところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。 今後とも、様々な機会を通して、国に対する働きかけを行っていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B
<p>8 国に対する要望の強化について (8) 教職員の適正な配置について 教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行っていますが、学校が抱える課題は複雑化・多様化し、かつ、専門的になるなど、今日的な課題に対応するためには、専門的な人材の配置や教職員定数の見直しが不可欠です。 つきましては、教職員が今まで以上に子どもたちに向き合う時間を確保し、個々に応じた指導ができる職員配置にするために、教職員定数の抜本的な改善を行うことについて、国に対して働きかけるよう要望します。</p>	<p>国による教職員定数改善計画の策定は、平成18年度以降見送られているところです。 新学習指導要領の円滑な実施や、個に応じたきめ細かな指導、いじめ・不登校対策等、様々な教育課題に対応し、安定した教育成果につなげるためには、国による複数年先を見込める計画的な定数改善が不可欠であり、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう今後も継続して国へ要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A